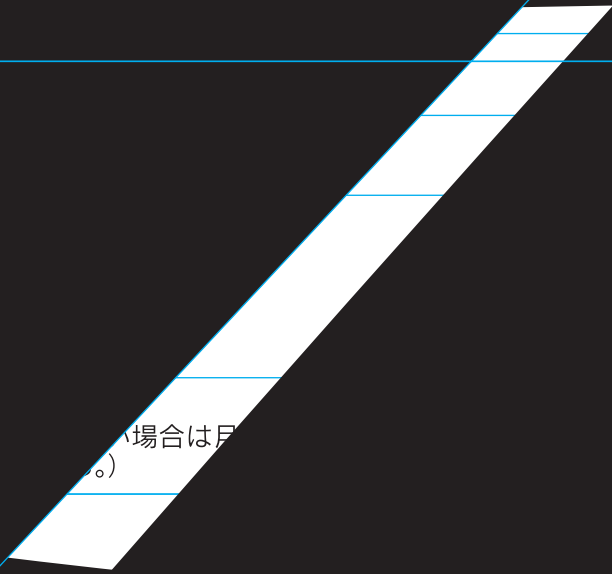


事業



場合は日
。)





不動産取得税

●納める人

- ・家屋を新築、増築、改築、売買、交換、贈与などにより取得した人
- ・土地を売買、交換、贈与などにより取得した人

●納める額



●非課税または免税となるとき

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- ①相続により不動産を取得した場合
 - ②土地改良事業または土地区画整理事業の施行に伴い換地を取得した場合
 - ③公共の用に供する道路等を取得した場合
 - ④取得した土地の価格が10万円未満の場合
 - ⑤家屋を建築したときの価格が23万円未満の場合
 - ⑥家屋を売買、交換、贈与などにより取得したときの価格が12万円未満の場合
- ※他にも非課税等となる場合がありますので、詳しくは県税事